

(参考) 費用の配賦状況

公益認定等ガイドライン1-7(1)により、複数の事業に共通して発生する費用や、事業費と管理費とに共通して発生する費用については、適正な基準によりそれぞれの費用額に配賦しなければならないため、以下のとおり配賦した。

(単位：円)

| 事業及び会計区分 | | 経費配賦(間接費用) | 備考 |
|----------|----------------------------|--------------|---|
| (公1) | 文化芸術に係る鑑賞及び参加機会の提供並びに情報の発信 | 32,717,837 | 人件費、通信運搬費、消耗品費、光熱水料費、賃借料、租税公課等の共通経費を配賦基準に基づき配賦した。 |
| (公2) | 文化芸術施設の管理運営 | △ 58,887,910 | |
| (公共通) | 公益目的事業共通 | 1,153,587 | |
| (収) | 会館管理運営事業等 | 9,944,901 | |
| (法) | 法人管理 | 15,071,585 | |
| 合計額 | | 0 | |

事業報告の附属明細書

平成28年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。